

年発第1014001号
平成16年10月14日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について

国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）の一部施行に伴い、「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部を下記のように改正し、後記第6、第7及び第9を平成17年4月1日から施行し、後記第8を平成16年10月1日から適用し、後記第10を本日から施行することとしたので、貴管下厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

記

第1 定義

この通知の第2～第5及び第11で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）旧財政運営基準

後記第9による改正前の「厚生年金基金の財政運営等の特例について（平成11年9月30日年発第692号）」で読み替えられた後記第7による改正前の「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」の別紙厚生年金基金財政運営基準

（2）新財政運営基準

後記第7による改正後の「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」の別紙厚生年金基金財政運営基準

この他の用語の意義は、新財政運営基準の第1の各号に定めるところによるものとする。

第2 代行保険料率の算定について

- 1 平成16年改正において厚生年金の財政の現況及び見通しが作成されたとみなされたことに伴う免除保険料率の決定は平成17年4月と定められたこと。
- 2 これに伴い、すべての基金（法附則第32条第1項又は平成16年改正法第8条の規定による改正前の法附則第30条第1項による認可を受けた基金を除く。）において、

代行保険料率を算定することとなったこと。

3 前記2において、代行保険料率算定基準日は以下のとおりであること

- (1) 平成16年3月31日が旧財政運営基準第4の1の(1)による財政計算又は同(2)による財政再計算の基準日である場合若しくは平成17年4月に合併又は分割する場合 平成16年3月31日
- (2) 平成16年4月に旧財政運営基準第4の1の(3)のウ又はエに該当した場合 平成16年4月30日
- (3) 平成16年3月31日が旧財政運営基準第4の1の(3)ア、イ、オ～キ及びケのいずれかに該当して行う変更計算の基準日である場合(前記(1)(2)のいずれにも該当せず、かつ「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正について(平成15年5月9日年発第0509001号)」の経過措置により、代議員会において給付水準の引下げ又は予定利率の引下げを行う旨議決した基金(平成17年3月31日までに平成15年3月31日における財政検証の結果に基づく掛金の引上げ等の措置を行った基金を除く。) 平成16年3月31日
- (4) (1)～(3)のいずれにも該当しない場合 平成16年3月31日

4 代行保険料率の算定届出書の作成にあたっては次のとおりとすること

(1) 旧基準による作成

前記3の(1)(2)のいずれかに該当する基金においては、後記第9による改正前の「厚生年金基金の財政運営等の特例について(平成11年9月30日年発第692号)」で読み替えられた後記第6による改正前の「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」に基づき作成する。

(2) 新基準による作成

前記3の(1)～(4)のいずれかに該当する基金においては、後記第6による改正後の「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」に基づき作成する。ただし、前記3の(3)又は(4)に該当する場合の改正後の「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」の別紙様式第5号については、直前の代行保険料率算定基準日に用いたものとする。

5 前記4により作成した代行保険料率算定届出書は平成16年12月末日までに厚生労働大臣宛に提出すること。また、平成16年3月31日を基準日とする財政再計算報告書は、旧財政運営基準第4の6の(2)のアの規定にかかわらず、平成16年12月末日までに厚生労働大臣宛に提出すること。

6 前記3の(3)又は(4)に該当して代行保険料率を算定した場合には、この算定に係る算定基準日は改正後の「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」の(別紙)代行保険料率の算定に関する基準の1の(2)のアにおける「前回の代行保険料

率の算定基準日」としないこと。

- 7 なお、この通知に基づく代行保険料率算定届出書の提出に際しては、従来どおり代議員会での議決や承認は不要であるが、事業主及び加入員への結果の周知に関しては特段の配慮を行うこと。

第3 平成17年4月の免除保険料率決定に伴う基本部分の標準掛金に係る規約上の取扱いについて

- 1 前記第2の3の(1)(2)のいずれかに該当する場合、旧財政運営基準に基づき定めた基本部分の規約上の標準掛金となるべきものに、次の(1)と(2)の範囲内で基金の定める値を上乗せしたもの(ただし、次の(2)のイを下回ることはできない。)が基本部分の規約上の標準掛金となるよう規約変更の認可申請を行うこと。

(1) 次に定めるアとイとの差

ア 前記第2の4の(1)により求められた代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値

イ 前記第2の4の(2)により求められた代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値(ただし、その値が1000分の50を上回っている場合は1000分の50、1000分の24を下回っている場合は1000分の24とする。)

(2) 次に定めるアとイとの差

ア 前記第2の4の(1)により求められた代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値(ただし、その値が1000分の30を上回っている場合は1000分の30、1000分の24を下回っている場合は1000分の24とする。)

イ 前記第2の4の(2)により求められた代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値(ただし、その値が1000分の50を上回っている場合は1000分の50、1000分の24を下回っている場合は1000分の24とする。)

なお、上乗せ前の基本部分の規約上の標準掛金となるべきものが当該掛金の基礎となる数理上掛金に基づけば従前の基本部分の規約上の標準掛金より引き下げることができる場合において従前の基本部分の規約上の標準掛金に据え置くこと(以下「据置き」という。)により当該上乗せ前の基本部分の規約上の標準掛金となるべきものの基礎となった数理上掛金を上回っている場合(この上回る部分を、以下この項で「掛金差」という。)には、適用されることとなる前記第3の1の(2)のイの免除保険料率と上乗せ後の基本部分の規約上の標準掛金との差の範囲内で新財政運営基準の第3の3の(3)の原始数理債務を求める標準掛金に掛金差を含めることができること。

- 2 前記第2の3の(3)に該当する場合、旧財政運営基準に基づき定めた基本部分の

規約上の標準掛金となるべきものに、次の(1)と(2)の範囲内で基金の定める値を上乗せしたもの(ただし、次の(2)のイを下回ることはできない)が基本部分の規約上の標準掛金となるよう規約変更の認可申請を行うこと。

(1) 次に定めるアとイとの差

ア 平成17年3月31日に適用される免除保険料率の基礎となった代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値

イ 前記第2の4の(2)により求められた代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値(ただし、その値が1000分の50を上回っている場合は1000分の50、1000分の24を下回っている場合は1000分の24とする。)

(2) 次に定めるアとイとの差

ア 平成17年3月31日に適用される免除保険料率

イ 前記第2の4の(2)により求められた代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値(ただし、その値が1000分の50を上回っている場合は1000分の50、1000分の24を下回っている場合は1000分の24とする。)

なお、上乗せ前の規約上の基本部分の標準掛金となるべきものが据置きにより当該基本部分の規約上の標準掛金となるべきものの基礎となった数理上掛金を上回っている場合(この上回る分を、以下この項で「掛金差」という。)には、適用されることとなる前記第3の2の(2)のイの免除保険料率と上乗せ後の基本部分の規約上の標準掛金との差の範囲内で新財政運営基準の第3の3の(3)の原始数理債務を求める標準掛金に掛金差を含めることができること。

3 前記第2の3の(4)に該当する場合、平成17年3月31日に適用される規約上掛金に次の(1)と(2)の範囲内で基金の定める値を上乗せしたもの(ただし、次の(2)のイを下回ることはできない)が基本部分の規約上の標準掛金となるよう規約変更の手続きを行うこと。

(1) 次のアとイとの差

ア 平成17年3月31日に適用される免除保険料率の基礎となった代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値

イ 前記第2の4の(2)により求められた代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値(ただし、その値が1000分の50を上回っている場合は1000分の50、1000分の24を下回っている場合は1000分の24とする。)

(2) 次のアとイとの差

ア 平成17年3月31日に適用される免除保険料率

イ 前記第2の4の(2)により求められた代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値(ただし、その値が1000分の50を上回っている場合は10

00分の50、1000分の24を下回っている場合は1000分の24とする。)

なお、規約変更前の基本部分の規約上の標準掛金が当該基本部分の規約上の標準掛金の基礎となった数理上掛金を上回っている場合には、適用されることとなる前記第3の3の(2)のイの免除保険料率と規約変更後の基本部分の規約上の標準掛金との差の範囲内で新財政運営基準の第3の3の(3)の原始数理債務を求める標準掛金に、当該規約変更前の規約上掛金と当該基本部分の規約上掛金の基礎となった数理上掛金との差を含めることができること。

また、この部分の規約変更(加入員が免除保険料を超えて負担する部分を増加させる場合を除く。)に限り、基金令第2条第7号に規定する厚生労働大臣の定める事項として届出によるものとされたこと。

4 前記1～3に該当して規約変更を行う場合に必要な様式等については、別途通知するものであること。

第4 前記第3による掛金の規約変更後の平成17年3月30日までを基準日とする財政計算及び平成17年3月31日における財政検証の取扱いについて

1 前記第3による掛金の規約変更後の平成17年3月30日までを基準日とする財政計算は、次に定めることを除き旧財政運営基準に基づき行うこと。

(1) 当該基準日において代行保険料率の算定を行う場合には、基本部分の規約上の標準掛金は次式により求めること

新たに定める基本部分の規約上の標準掛金(千分率で小数点以下を四捨五入)
= ア - イ + ウ - エ + オ

ただし、これがオを下回る場合にはオとする。

ここで、

ア 規約変更前の基本部分の規約上の標準掛金

イ アの基礎となった数理上掛金

ウ 旧財政運営基準に基づき新たに算定された基本部分の数理上の標準掛金

エ 規約変更前に適用される免除保険料率

オ 当該基準日において算定された代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値(ただし、その値が1000分の50を上回っている場合は1000分の50、1000分の24を下回っている場合は1000分の24とする。)

(2) 当該基準日において代行保険料率の算定を行わない場合には、基本部分の規約上の標準掛金は次式により求めること

新たに定める規約上基本部分の標準掛金(千分率で小数点以下を四捨五入) =
ア - イ + ウ

ただし、これが適用される免除保険料率を下回る場合には当該免除保険料率とする。

ここで、

ア 規約変更前の基本部分の規約上の標準掛金

イ アの基礎となった数理上掛金

ウ 旧財政運営基準に基づき新たに算定された基本部分の数理上の標準掛金

(3) 基本部分の旧財政運営基準の第3の3の(3)の数理債務を求めるための標準掛金は、基本部分の規約上の標準掛金又は基本部分の数理上の標準掛金のいずれか小さいものを用いること。

ただし、規約変更前の基本部分の規約上の標準掛金はその基礎となった数理上掛金を下回っていない場合であって、当該基本部分の規約上の標準掛金が規約変更前に適用されている免除保険料率を上回っているときには、当該基本部分の規約上の標準掛金と当該免除保険料率の差を限度として、基本部分の規約上の標準掛金に上乘せを行うことができること。また、この場合には数理債務を求める標準掛金に当該上乘せ分を含めることができること。

2 平成17年3月31日における財政検証は、旧財政運営基準に基づき行うこと。

ただし、基本部分に係る旧財政運営基準の第3の3の(3)の数理債務を求めるための標準掛金は、基本部分の規約上の標準掛金又は基本部分の数理上の標準掛金(ただし、旧財政運営基準に基づいた基本部分の規約上の標準掛金となるべきものが当該基本部分の数理上の標準掛金を切り捨てたものであるときには、当該端数を切り捨てたものとする。)のいずれか小さいものを用いること。この場合において、前記第3の1及び2の掛金差並びに前記3の3及び第4の1において数理債務を求める標準掛金に含めることのできるものは当該標準掛金に含めることができること。

第5 留意事項

前記第2の3の(1)又は(2)に該当しプラスアルファを算定する場合においては、前記第2の4の(1)の算定の基礎となった予定利率及び死亡率を用いること。

第6 「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」の一部改正

「代行保険料率の算定に関する取扱いについて(平成7年3月30日年発第1510号)」の別紙代行保険料率の算定に関する基準の一部を次のように改正する。

1の(1)中「アからカ」を「アからク」に改め、同ア中「基金の設立」の次に「(分割設立を含む。)」を加え、同カの次にキ及びクとして次のように加える。

キ 事業年度の末日において最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に1.5

を乗じて得た額を上回っている基金（ただし、前記アからカまでに該当する場合を除く。）

ク 厚生年金保険において財政の現況及び見通しが作成され免除保険料率を決定するための代行保険料率の算定を行う場合であって、当該免除保険料率の決定される月が前記アからキまでのいずれかに該当して算定を行う免除保険料率の決定される月と同一でない基金

1の(2)のア中「算定基準日」の次に「(ただし、前記(1)のキ又はクに該当して代行保険料率を算定した場合の算定基準日を除く。)」を加える。

2の(1)中「アからエ」を「アからカ」に改め、同エの次にオ及びカとして次のように加える。

オ 前記1の(1)のキに該当する基金にあつては、当該事業年度の末日とすること。

カ 前記1の(1)のクに該当する基金にあつては、厚生年金基金令第36条の2第2号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める月を定める件（平成16年9月厚生労働省告示第342号）に規定する月の13月前の月の末日とすること。

2の(3)中「定めるところによること」の次に「(ただし、前記1の(1)のキ又はクに該当する基金については、直前の代行保険料率の算定に用いた基礎率（予定利率及び死亡率を除く。）を用いるものとする。)」を加え、同ア中「年5.5%」を「年3.2%」に改め、同イの(ア)中「(厚生年金基金における財政再計算に伴う掛金率の計算に関する取扱いについて(昭和45年6月18日年発第1018号。以下「財政再計算通知」という。))」を「(厚生年金基金の財政運営について(平成8年6月27日年発第3321号))」の別紙厚生年金基金財政運営基準（以下「財政運営基準」という。))」に改め、同(イ)中「財政再計算通知」を「財政運営基準」に改める。

2の(4)のア中「次の(ア)と(イ)に掲げる額の合計額」を「次の(ア)に掲げる額から(イ)に掲げる額を控除した額」に改め、同(イ)を次のように改める。

(イ) 前記1の(1)のイ～ウ、オ～カ又はクに該当する基金及び前記1の(1)のアに該当する事業主で、算定基準日の翌日の属する事業年度の一事業年度前の末日において、最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を上回っている基金等及び前記1の(1)のキに該当する基金にあつては、当該事業年度の末日の最低責任準備金相当額から過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を控除した額（それ以外の基金等にあつては零）

2の(4)中ウを削る。

3の(2)中「アからエ」を「アからカ」に改め、同エの次にオ及びカとして次のように加える。

オ 前記1の(1)のキに該当する基金にあつては、算定基準日の属する月の9月後の月の末日

カ 厚生年金保険において財政の現況及び見通しが作成され免除保険料率を決定

するときには前記ウからオまでにかかわらず当該免除保険料率を決定する月の4
月前の月の末日

(様式第3号)を次のように改める。

(様式第3号)

1. 総括表

算定基準日：平成 年 月 日
(前回：平成 年 月 日)

| 区分 | 代行保険料率 (%) | 代行給付費現価 〔政府負担金 現価控除後〕 (千円) | 標準報酬月額現価 (千円) | 標準賞与額現価 (千円) | 平成 年 月 日現在 (平成 年 月 日現在) | |
|----|---------------|-------------------------------------|------------------|-----------------|----------------------------|-----------------|
| | | | | | 過去期間代行給付現価 (千円) | 最低責任準備金 (千円) |
| 男子 | () | () | () | () | () | / |
| 女子 | () | () | () | () | () | |
| 計 | () | () | () | () | () | |

| 区分 | 加入員数 (人) | 平均年齢 (歳) | 最終年齢 (歳) | 新規加入年齢 (歳) | 新規加入員率 | | | 昇給率 (%) | | 昇給指数上限到達年齢 (歳) | | 新規加入員の最終年齢到達率 (%) | 平均脱退率 (%) |
|----|-------------|-------------|-------------|---------------|-----------|-----------|-----|------------|-----|-------------------|-----|----------------------|--------------|
| | | | | | 人数 (%) | 報酬 (%) | 賞与 | 報酬 | 賞与 | 報酬 | 賞与 | | |
| 男子 | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |
| 女子 | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |

(特記事項)

(様式第3号の2)を次のように改める。

(様式第3号の2)

1. 総括表

算定基準日：平成 年 月 日

| 区分 | 代行保険料率 (%) | 代行給付費現価 〔政府負担金 現価控除後〕 (千円) | 標準報酬月額現価 (千円) | 標準賞与額現価 (千円) | 平成 年 月 日現在 | |
|----|---------------|-------------------------------------|------------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| | | | | | 過去期間代行給付現価 (千円) | 最低責任準備金 (千円) |
| 男子 | () | () | () | () | () | / |
| 女子 | () | () | () | () | () | |
| 計 | () | () | () | () | () | |

| 区分 | 加入員数 (人) | 平均年齢 (歳) | 最終年齢 (歳) | 新規加入年齢 (歳) | 新規加入員率 | | | 昇給率 (%) | | 昇給指数上限到達年齢 (歳) | | 新規加入員の最終年齢到達率 (%) | 平均脱退率 (%) |
|----|-------------|-------------|-------------|---------------|-----------|-----------|-----|------------|-----|-------------------|-----|----------------------|--------------|
| | | | | | 人数 (%) | 報酬 (%) | 賞与 | 報酬 | 賞与 | 報酬 | 賞与 | | |
| 男子 | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |
| 女子 | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |

(特記事項)

(様式第4号) 中

「

| | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|
| 39 | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|

」

を

「

| | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|
| 39 | | | | | | |
| 40 | | | | | | |
| 41 | | | | | | |
| 42 | | | | | | |
| 43 | | | | | | |
| 44 | | | | | | |

」

に改め、

「

| | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|
| 40 | | | | | | |
| 41 | | | | | | |
| 42 | | | | | | |
| 43 | | | | | | |
| 44 | | | | | | |

」

を削り、

「

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 64 ~ | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|

」

を

「

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 64 | | | | | | |
| 65 | | | | | | |
| 66 | | | | | | |
| 67 | | | | | | |
| 68 | | | | | | |
| 69 ~ | | | | | | |

」

に改める。

(様式第5号)の(1)の中

「

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 64 ~ | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|

」

を

「

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 64 | | | | | | |
| 65 | | | | | | |
| 66 | | | | | | |
| 67 | | | | | | |
| 68 | | | | | | |
| 69 ~ | | | | | | |

」

に改める。

(様式第5号)の(1)の中

「

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 64 ~ | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|

」

を

「

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 64 | | | | | | |
| 65 | | | | | | |
| 66 | | | | | | |
| 67 | | | | | | |
| 68 | | | | | | |
| 69 ~ | | | | | | |

」

に改める。

(様式第5号)の(2)の中

「

| | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 64 ~ | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|

」

を

「

| | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| 6 4 | | | | | | | |
| 6 5 | | | | | | | |
| 6 6 | | | | | | | |
| 6 7 | | | | | | | |
| 6 8 | | | | | | | |
| 6 9 ~ | | | | | | | |

」

に改める。

(様式第5号)の(2)の中

「

| | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| 6 4 ~ | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|

」

を

「

| | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| 6 4 | | | | | | | |
| 6 5 | | | | | | | |
| 6 6 | | | | | | | |
| 6 7 | | | | | | | |
| 6 8 | | | | | | | |
| 6 9 ~ | | | | | | | |

」

に改める。

(様式第6号)を次のように改める。

(様式第6号)

4. 代行給付現価、標準報酬月額現価等の内訳

| | 男子 | | | 女子 | | | 計 | | |
|-----------------------------------|----|-----------|-----------|----|-----------|-----------|---|-----------|-----------|
| | 計 | 現在 加算分 | 将来 加算分 | 計 | 現在 加算分 | 将来 加算分 | 計 | 現在 加算分 | 将来 加算分 |
| 代行給付現価 (政府負担金 控除後計) (千円) | | | | | | | | | |
| 代行給付現価 (政府負担金控除前) | | | | | | | | | |
| 政府負担金現価 | | | | | | | | | |
| 標準報酬月額現価 (千円) | | | | | | | | | |
| 標準賞与額現価 (千円) | | | | | | | | | |
| 代行保険料率 (%) | | — | — | | — | — | | — | — |

| | | |
|----------------------------------|-----|----|
| 過去期間代行給付現価 | (A) | 千円 |
| 最低責任準備金 | (B) | 千円 |
| 法附則第31条に規定する上回っている額(B - A × 1.5) | (C) | 千円 |
| 代行給付現価(政府負担金控除後)計 | C | 千円 |
| 代行保険料率 | | ‰ |

代行保険料算定届出書記載要領の1の(13)を(16)とし、(12)の次に(13)、(14)及び(15)として次のように加える。

- (13)「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」の欄は、別紙の1の(1)のイ～ウ、オ～カ又はクに該当する基金及び別紙の1の(1)のアに該当する事業主で、算定基準日の翌日の属する事業年度の一事業年度前の末日において、最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を上回っている場合及び別紙の1の(1)のキに該当する場合に記入すること(それ以外の場合には空欄とすること)。
- (14)「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」の欄には、別紙の1の(1)のイ～ウ、オ～カ又はクに該当する基金及び別紙の1の(1)のアに該当する事業主で、算定基準日の翌日の属する事業年度の一事業年度前の末日において、最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を上回

っている場合には、算定基準日の翌日の属する事業年度の一事業年度前の末日における「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」を記入すること。また、別紙の1の(1)のキに該当する場合には算定基準日における過去期間代行給付現価相当額及び最低責任準備金相当額を記入すること。

- (15)「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」の欄に記入する場合、「代行保険料率」の区分「男子」と「女子」の欄については、「最低責任準備金 - 過去期間代行給付現価 × 1.5」を控除する前の代行保険料率を記入し、「代行保険料率」の区分「計」の欄については、「最低責任準備金 - 過去期間代行給付現価 × 1.5」を控除した後の代行保険料率を記入すること。

代行保険料算定届出書記載要領の3の(1)の中「65歳」を「70歳」に改める。
代行保険料算定届出書記載要領の4を次のように改める。

4 代行給付現価、標準報酬月額現価等の内訳(様式第6号)

- (1)「代行給付現価(政府負担金控除後計)」の欄は、「代行給付現価(政府負担金控除前)」から「政府負担金現価」を控除したものであること。
- (2)上の表の「代行保険料率」の欄には、「代行給付現価(政府負担金控除後)」を「標準報酬月額現価」と「標準賞与額現価」の合計額で除して得た率を千分率で小数点以下第二桁目を切り捨てて記入すること。
- (3)下の表の「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」の欄の記入については、1の(13)及び(14)と同様の取扱いとする。また、「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」の欄に記入する場合、当該表の「代行保険料率」の欄には、「最低責任準備金 - 過去期間代行給付現価 × 1.5」を控除した後の代行保険料率を記入すること。

第7 「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正

「厚生年金基金の財政運営について(平成8年6月27日年発第3321号)」の別紙厚生年金基金財政運営基準の一部を次のように改正する。

目次の第3の1中「および」を「及び」に改める。

第1の(9)中「および」を「及び」に改め、同(11)中「および」を「及び」に改め、同(12)中「および」を「及び」に改め、同(15)中「および」を「及び」に改め、同中(25)を削り、「(24)」を「(25)」に改め、「(23)」を「(24)」に改め、「(22)」を「(23)」に改め、「(21)」を「(22)」に改め、(20)の次に(21)として次のように加える。

(21) 過去期間代行給付現価

法附則第30条第2項に規定する過去期間代行給付現価をいう。

第3の1中「および」を「及び」に改め、同(1)中「および」を「及び」に改め、

「または」を「又は」に改め、同(2)中「および」を「及び」に改め、同2の(1)のうち「および受入金」を「及び受入金」に改め、「および繰入金」を「及び繰入金」に改め、同2の(1)のオ中「および」を「及び」に改め、同2の(1)のキ中「および」を「及び」に改め、同2の(2)のア中「または」を「又は」に改め、同2の(2)のうち「または」を「又は」に改め、同2の(6)のア中「または」を「又は」に改め、同3の(3)のア中「数理債務は、総給付現価から規約上の標準掛金による掛金収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額とすること。」を「原始数理債務を、総給付現価から規約上の標準掛金(基本部分にあっては規約上の標準掛金又は当該規約上の掛金の基礎とした後記第4の3の(5)のアに定める標準掛金のいずれか小さいもの)による掛金収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額と定め、数理債務は原始数理債務から代行部分過去給付現価(代行部分(政府負担金部分を除く。))の総給付現価から将来期間に係る給付現価を控除したものをいう。以下同じ)を控除したものとすること。」に改め、同3の(4)のア中「および」を「及び」に改め、同4中「数理債務」の次に「、最低責任準備金」を加え、同5を次のように改める。

5 最低責任準備金

最低責任準備金は、財政検証の基準日を解散日とみなして「厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例を定める件(平成11年厚生省告示第192号)」により算出した額とすること。

第3の7の(1)の中「数理債務」を「規約上の標準掛金を用いて求めた原始数理債務」に改め、同7の(2)中「前記3の(3)のアに掲げる方法により計算した数理債務」を「規約上の標準掛金を用いて求めた原始数理債務」に改め、同8中「および」を「及び」に改め、「または」を「又は」に改め、同9の(2)中「および」を「及び」に改める。

第4の1の(3)のア中「または」を「又は」に改め、同1の(3)のうち「または」を「又は」に改め、同1の(3)のオの(ア)のb中「110」を「150(平成17年4月1日前に設立された基金(同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。)にあっては110)」に改め、同1の(3)のオ中「法附則第30条第1項」を「国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)第8条の規定による改正前の法附則第30条第1項又は法附則第32条第1項(以下「法附則第32条第1項等」という。))に、「別紙「厚生年金基金解散・移行認可基準」を「別紙厚生年金基金解散・移行認可基準」に改め、同1の(3)のオ中「法附則第30条第1項」を「法附則第32条第1項等」に改め、同3の(2)中「標準掛金」の次に「、原始数理債務」を加え、同3の(2)のうち「および」を「及び」に改め、同3の(5)のアの(ア)のb中「総給付現価」を「数理債務及び最低責任準備金の合計額」に改め、「前記aに定めるところにより算定した数理上掛金に基づく規約上の標準掛金による掛金収入現価、政府負担金現価及び」を削り、同3の(5)のアの(イ)のc中「総給付現価」を「数理債務」に改め、「、前記aに定めるところにより算定した数理上掛金に基づく規約上の加算部分の標準掛金による掛金収入現価及び」を削り、同3の(5)

のアの(イ)のe中「数理債務」の次に「及び最低責任準備金」を加え、同3の(9)のイを次のように改める。

イ 規約上掛金は、標準掛金、特別掛金及び特例掛金に区分して定め、原則として、上記に定めるところにより算出した数理上掛金を千分率で小数点以下を四捨五入したものとすること。

なお、上記により算定した、代行型及び共済型の基金の掛金率又は加算型の基金の基本部分の標準掛金に係る掛金率(以下「基本標準掛金率」という。)が免除保険料率を下回っているとき(法附則第32条第1項等の認可を受けた基金を除く。)は、当該免除保険料率を基本標準掛金率とすること(以下この項で、この措置を「掛金の切上げ」という。)

ただし、従前の規約上の基本標準掛金率が当該免除保険料率を上回っているときには、従前の規約上の基本標準掛金率に掛金の算定前後の数理上の標準掛金率の差の分を増減したものを算定後の規約上の基本標準掛金率とすることができること(ただし、この基本標準掛金率は、当該免除保険料率を下回することはできず、かつ、当該免除保険料率を上回る場合には当該上回る部分を前記第3の3の(3)のアの原始数理債務を求める標準掛金に含めることはできない。)

また、掛金の切上げ前の規約上の標準掛金となるべきものが当該掛金の基礎となる数理上掛金に基づけば従前の基本部分の規約上の標準掛金より引き下げることができる場合において従前の基本部分の規約上の標準掛金に据え置くこと(以下この項で「据置き」という。)によりその基礎となった数理上掛金率を上回るとき(以下この項で、この上回る分を「掛金差」という。)には、掛金の切上げ後の基本標準掛金率に掛金差を限度とした千分率で整数値を上乗せしたものを基本標準掛金率とすることができること(なお、これによる基本部分の標準掛金の増加分は前記第3の3の(3)のアの原始数理債務を求める標準掛金に含めることができる。)

この場合において、当該財政計算と同時に代行保険料率を算定した場合には、当該代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値(ただし、その値が1000分の50を上回っている場合は1000分の50、1000分の24を下回っている場合は1000分の24とすること。)が免除保険料率であるものとして、基本標準掛金率を定めること。

第4の4の(2)中イを次のように改める。

イ 最低積立基準額

(ア) プラスアルファ部分

プラスアルファ部分の最低積立基準額の将来予測において、前記第3の6の(2)のアの現価相当額の算定に用いる予定利率の前提は、直前の財政検証で用いた予定利率、財政検証の基準日の属する事業年度の翌事業年度の財政検証に用いる予定利率又は連合会における代行加算年金の予定利率を勘案して別に定める率のうち最も大きい率を上回らないものとする。

(イ) 代行部分

最低責任準備金の将来予測に用いる厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの前提は、原則として利用可能である直近の事業年度の実績又は法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回りの前提のいずれか小さいものを下回らないものとする。

第4の5中「法附則第30条第1項」を「法附則第32条第1項等」に改め、同6の(1)のウ中「または」を「又は」に改め、同6の(2)中「および」を「及び」に改め、同7の(2)のア中「5」を「6」に改め、同7の(2)のエ中「法附則第30条第1項」を「法附則第32条第1項等」に改める。

第5の1中「および」を「及び」に改め、同2中「および」を「及び」に改め、同3中「および」を「及び」に改め、同4の(2)中「または」を「又は」に改め、同4の(3)中「または」を「又は」に改め、同4の(4)中「または」を「又は」に改める。

第6の2中「数理債務」の次に「、最低責任準備金」を加え、同3の(3)中「および」を「及び」に改める。

第7の3の(1)のア中「直前の財政検証において」の次に「原始数理債務及び」を加え、同3の(2)中「または」を「又は」に改め、同4の(2)中「および」を「及び」に改める。

第8の1の(1)中「数理債務」の次に「、最低責任準備金」を加え、同2の(2)中「及び移換加入員となるべき者の個人別管理資産に充てる額が移換限度額以下であること」を削り、同3中「(移換限度額に関する部分を除く。)」を削り、「5」を「6」に改める。

第10のイ中「5」を「6」に改める。

別表1及び別表2を次のように改める。

別表1
男子

| 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|--------|---------|
| 15歳 | 0.00028 | 41歳 | 0.00109 | 67歳 | 0.01548 | 93歳 | 0.12937 |
| 16歳 | 0.00037 | 42歳 | 0.00119 | 68歳 | 0.01691 | 94歳 | 0.13815 |
| 17歳 | 0.00048 | 43歳 | 0.00132 | 69歳 | 0.01842 | 95歳 | 0.14711 |
| 18歳 | 0.00057 | 44歳 | 0.00147 | 70歳 | 0.01640 | 96歳 | 0.15626 |
| 19歳 | 0.00062 | 45歳 | 0.00164 | 71歳 | 0.01783 | 97歳 | 0.16556 |
| 20歳 | 0.00060 | 46歳 | 0.00183 | 72歳 | 0.01939 | 98歳 | 0.17503 |
| 21歳 | 0.00054 | 47歳 | 0.00205 | 73歳 | 0.02115 | 99歳 | 0.18464 |
| 22歳 | 0.00047 | 48歳 | 0.00230 | 74歳 | 0.02313 | 100歳 | 0.19438 |
| 23歳 | 0.00047 | 49歳 | 0.00258 | 75歳 | 0.02532 | 101歳 | 0.20423 |
| 24歳 | 0.00048 | 50歳 | 0.00288 | 76歳 | 0.02769 | 102歳 | 0.21418 |
| 25歳 | 0.00048 | 51歳 | 0.00321 | 77歳 | 0.03047 | 103歳 | 0.22422 |
| 26歳 | 0.00048 | 52歳 | 0.00355 | 78歳 | 0.03373 | 104歳 | 0.23431 |
| 27歳 | 0.00048 | 53歳 | 0.00392 | 79歳 | 0.03748 | 105歳 | 0.24444 |
| 28歳 | 0.00050 | 54歳 | 0.00430 | 80歳 | 0.04162 | 106歳 | 0.25459 |
| 29歳 | 0.00052 | 55歳 | 0.00468 | 81歳 | 0.04626 | 107歳 | 0.26473 |
| 30歳 | 0.00055 | 56歳 | 0.00505 | 82歳 | 0.05117 | 108歳 | 0.27482 |
| 31歳 | 0.00058 | 57歳 | 0.00541 | 83歳 | 0.05631 | 109歳 | 0.28485 |
| 32歳 | 0.00061 | 58歳 | 0.00579 | 84歳 | 0.06160 | 110歳 | 0.29478 |
| 33歳 | 0.00065 | 59歳 | 0.00621 | 85歳 | 0.06718 | 111歳以上 | 1.00000 |
| 34歳 | 0.00068 | 60歳 | 0.00670 | 86歳 | 0.07329 | | |
| 35歳 | 0.00071 | 61歳 | 0.00727 | 87歳 | 0.07988 | | |
| 36歳 | 0.00074 | 62歳 | 0.00795 | 88歳 | 0.08706 | | |
| 37歳 | 0.00080 | 63歳 | 0.00876 | 89歳 | 0.09476 | | |
| 38歳 | 0.00095 | 64歳 | 0.00970 | 90歳 | 0.10419 | | |
| 39歳 | 0.00104 | 65歳 | 0.01289 | 91歳 | 0.11239 | | |
| 40歳 | 0.00103 | 66歳 | 0.01415 | 92歳 | 0.12078 | | |

女子

| 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-------|---------|
| 15歳 | 0.00009 | 41歳 | 0.00053 | 67歳 | 0.00600 | 93歳 | 0.07983 |
| 16歳 | 0.00010 | 42歳 | 0.00072 | 68歳 | 0.00661 | 94歳 | 0.08749 |
| 17歳 | 0.00012 | 43歳 | 0.00093 | 69歳 | 0.00725 | 95歳 | 0.09531 |
| 18歳 | 0.00014 | 44歳 | 0.00108 | 70歳 | 0.00562 | 96歳 | 0.10328 |
| 19歳 | 0.00015 | 45歳 | 0.00111 | 71歳 | 0.00617 | 97歳 | 0.11139 |
| 20歳 | 0.00017 | 46歳 | 0.00100 | 72歳 | 0.00679 | 98歳 | 0.11965 |
| 21歳 | 0.00020 | 47歳 | 0.00093 | 73歳 | 0.00753 | 99歳 | 0.12805 |
| 22歳 | 0.00024 | 48歳 | 0.00102 | 74歳 | 0.00838 | 100歳 | 0.13658 |
| 23歳 | 0.00026 | 49歳 | 0.00113 | 75歳 | 0.00940 | 101歳 | 0.14524 |
| 24歳 | 0.00025 | 50歳 | 0.00125 | 76歳 | 0.01057 | 102歳 | 0.15403 |
| 25歳 | 0.00022 | 51歳 | 0.00137 | 77歳 | 0.01195 | 103歳 | 0.16293 |
| 26歳 | 0.00019 | 52歳 | 0.00148 | 78歳 | 0.01356 | 104歳 | 0.17194 |
| 27歳 | 0.00020 | 53歳 | 0.00159 | 79歳 | 0.01538 | 105歳 | 0.18105 |
| 28歳 | 0.00021 | 54歳 | 0.00169 | 80歳 | 0.01743 | 106歳 | 0.19025 |
| 29歳 | 0.00022 | 55歳 | 0.00178 | 81歳 | 0.01971 | 107歳 | 0.19954 |
| 30歳 | 0.00024 | 56歳 | 0.00187 | 82歳 | 0.02219 | 108歳 | 0.20889 |
| 31歳 | 0.00025 | 57歳 | 0.00197 | 83歳 | 0.02491 | 109歳 | 0.21831 |
| 32歳 | 0.00027 | 58歳 | 0.00208 | 84歳 | 0.02793 | 110歳 | 0.22777 |
| 33歳 | 0.00029 | 59歳 | 0.00220 | 85歳 | 0.03158 | 111歳 | 0.23727 |
| 34歳 | 0.00040 | 60歳 | 0.00235 | 86歳 | 0.03578 | 112歳 | 0.24680 |
| 35歳 | 0.00054 | 61歳 | 0.00251 | 87歳 | 0.04043 | 113歳 | 0.25633 |
| 36歳 | 0.00057 | 62歳 | 0.00272 | 88歳 | 0.04559 | 114歳 | 0.26586 |
| 37歳 | 0.00047 | 63歳 | 0.00295 | 89歳 | 0.05126 | 115歳 | 0.27538 |
| 38歳 | 0.00040 | 64歳 | 0.00322 | 90歳 | 0.05775 | 116歳以 | 1.00000 |
| 39歳 | 0.00044 | 65歳 | 0.00497 | 91歳 | 0.06490 | 上 | |
| 40歳 | 0.00048 | 66歳 | 0.00546 | 92歳 | 0.07236 | | |

別表 2
男 子

| 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 |
|-------|---------|-----|---------|-----|---------|--------|---------|
| 15歳以下 | 0.00028 | 41歳 | 0.00141 | 67歳 | 0.01536 | 93歳 | 0.18215 |
| 16歳 | 0.00037 | 42歳 | 0.00154 | 68歳 | 0.01677 | 94歳 | 0.19357 |
| 17歳 | 0.00048 | 43歳 | 0.00170 | 69歳 | 0.01825 | 95歳 | 0.20594 |
| 18歳 | 0.00057 | 44歳 | 0.00188 | 70歳 | 0.01988 | 96歳 | 0.21929 |
| 19歳 | 0.00062 | 45歳 | 0.00208 | 71歳 | 0.02164 | 97歳 | 0.23360 |
| 20歳 | 0.00060 | 46歳 | 0.00232 | 72歳 | 0.02361 | 98歳 | 0.24867 |
| 21歳 | 0.00054 | 47歳 | 0.00257 | 73歳 | 0.02579 | 99歳 | 0.26419 |
| 22歳 | 0.00047 | 48歳 | 0.00285 | 74歳 | 0.02821 | 100歳 | 0.27996 |
| 23歳 | 0.00047 | 49歳 | 0.00315 | 75歳 | 0.03102 | 101歳 | 0.29610 |
| 24歳 | 0.00048 | 50歳 | 0.00349 | 76歳 | 0.03423 | 102歳 | 0.31260 |
| 25歳 | 0.00048 | 51歳 | 0.00385 | 77歳 | 0.03813 | 103歳 | 0.32945 |
| 26歳 | 0.00048 | 52歳 | 0.00425 | 78歳 | 0.04274 | 104歳 | 0.34660 |
| 27歳 | 0.00048 | 53歳 | 0.00466 | 79歳 | 0.04805 | 105歳 | 0.36405 |
| 28歳 | 0.00050 | 54歳 | 0.00506 | 80歳 | 0.05393 | 106歳 | 0.38176 |
| 29歳 | 0.00052 | 55歳 | 0.00548 | 81歳 | 0.06068 | 107歳 | 0.39970 |
| 30歳 | 0.00055 | 56歳 | 0.00590 | 82歳 | 0.06832 | 108歳 | 0.41783 |
| 31歳 | 0.00058 | 57歳 | 0.00636 | 83歳 | 0.07678 | 109歳 | 0.43611 |
| 32歳 | 0.00061 | 58歳 | 0.00683 | 84歳 | 0.08569 | 110歳 | 0.45450 |
| 33歳 | 0.00065 | 59歳 | 0.00734 | 85歳 | 0.09540 | 111歳以上 | 1.00000 |
| 34歳 | 0.00068 | 60歳 | 0.00791 | 86歳 | 0.10552 | | |
| 35歳 | 0.00071 | 61歳 | 0.00862 | 87歳 | 0.11566 | | |
| 36歳 | 0.00074 | 62歳 | 0.00944 | 88歳 | 0.12606 | | |
| 37歳 | 0.00080 | 63歳 | 0.01046 | 89歳 | 0.13678 | | |
| 38歳 | 0.00095 | 64歳 | 0.01160 | 90歳 | 0.14959 | | |
| 39歳 | 0.00104 | 65歳 | 0.01281 | 91歳 | 0.16023 | | |
| 40歳 | 0.00130 | 66歳 | 0.01405 | 92歳 | 0.17111 | | |

女子

| 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 | 年齢 | 死亡率 |
|-------|---------|-----|---------|-----|---------|--------|---------|
| 15歳以下 | 0.00009 | 41歳 | 0.00074 | 67歳 | 0.00598 | 93歳 | 0.12211 |
| 16歳 | 0.00010 | 42歳 | 0.00081 | 68歳 | 0.00659 | 94歳 | 0.13275 |
| 17歳 | 0.00012 | 43歳 | 0.00089 | 69歳 | 0.00723 | 95歳 | 0.14437 |
| 18歳 | 0.00014 | 44歳 | 0.00097 | 70歳 | 0.00792 | 96歳 | 0.15663 |
| 19歳 | 0.00015 | 45歳 | 0.00106 | 71歳 | 0.00871 | 97歳 | 0.16910 |
| 20歳 | 0.00017 | 46歳 | 0.00114 | 72歳 | 0.00959 | 98歳 | 0.18163 |
| 21歳 | 0.00020 | 47歳 | 0.00125 | 73歳 | 0.01065 | 99歳 | 0.19438 |
| 22歳 | 0.00024 | 48歳 | 0.00137 | 74歳 | 0.01191 | 100歳 | 0.20734 |
| 23歳 | 0.00026 | 49歳 | 0.00151 | 75歳 | 0.01350 | 101歳 | 0.22049 |
| 24歳 | 0.00025 | 50歳 | 0.00168 | 76歳 | 0.01537 | 102歳 | 0.23382 |
| 25歳 | 0.00022 | 51歳 | 0.00182 | 77歳 | 0.01760 | 103歳 | 0.24733 |
| 26歳 | 0.00019 | 52歳 | 0.00195 | 78歳 | 0.02026 | 104歳 | 0.26101 |
| 27歳 | 0.00020 | 53歳 | 0.00208 | 79歳 | 0.02328 | 105歳 | 0.27485 |
| 28歳 | 0.00021 | 54歳 | 0.00222 | 80歳 | 0.02671 | 106歳 | 0.28882 |
| 29歳 | 0.00022 | 55歳 | 0.00234 | 81歳 | 0.03068 | 107歳 | 0.30291 |
| 30歳 | 0.00024 | 56歳 | 0.00247 | 82歳 | 0.03521 | 108歳 | 0.31711 |
| 31歳 | 0.00025 | 57歳 | 0.00263 | 83歳 | 0.04034 | 109歳 | 0.33141 |
| 32歳 | 0.00027 | 58歳 | 0.00281 | 84歳 | 0.04605 | 110歳 | 0.34578 |
| 33歳 | 0.00029 | 59歳 | 0.00299 | 85歳 | 0.05256 | 111歳 | 0.36020 |
| 34歳 | 0.00040 | 60歳 | 0.00321 | 86歳 | 0.05975 | 112歳 | 0.37466 |
| 35歳 | 0.00046 | 61歳 | 0.00347 | 87歳 | 0.06764 | 113歳 | 0.38913 |
| 36歳 | 0.00048 | 62歳 | 0.00377 | 88歳 | 0.07627 | 114歳 | 0.40360 |
| 37歳 | 0.00052 | 63歳 | 0.00412 | 89歳 | 0.08488 | 115歳 | 0.41804 |
| 38歳 | 0.00056 | 64歳 | 0.00453 | 90歳 | 0.09386 | 116歳以上 | 1.00000 |
| 39歳 | 0.00062 | 65歳 | 0.00496 | 91歳 | 0.10302 | | |
| 40歳 | 0.00068 | 66歳 | 0.00545 | 92歳 | 0.11241 | | |

別添1「勘定科目説明」の貸借対照表（年金経理）中

| | | | |
|--|---------|---------|-----------------------------|
| | 未収政府負担金 | 未収政府負担金 | 当事業年度までの期間に係る政府負担金のうち未交付のもの |
|--|---------|---------|-----------------------------|

を
「

| | | | |
|--|-----------|-----------|-------------------------------|
| | 未収政府負担金 | 未収政府負担金 | 当事業年度までの期間に係る政府負担金のうち未交付のもの |
| | 未収給付現価交付金 | 未収給付現価交付金 | 当事業年度までの期間に係る給付現価交付金のうち未交付のもの |

に、
「

| | | | |
|-----|--------|--------|---|
| 基本金 | 繰越不足金 | 繰越不足金 | 前事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を下回っていた額から当事業年度において処理した繰越不足金額を控除した額 |
| | 当年度不足金 | 当年度不足金 | 当事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、給付改善準備金、繰入準備金及び別途積立金の合計額を下回る額 |

を

「

| | | | |
|-----|--------|--------|---|
| 基本金 | 繰越不足金 | 繰越不足金 | 前事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を下回っていた額から当事業年度において処理した繰越不足金額を控除した額 |
| | 当年度不足金 | 当年度不足金 | 当事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金及び別途積立金の合計額を下回る額 |

」

に、
「

| | | | |
|--|---------|----------|---|
| | 未払運用報酬等 | 未払固有信託報酬 | 年金信託契約及び年金特定信託契約に係る解散日までの期間の固有の信託報酬のうち未払のもの |
|--|---------|----------|---|

」

を
「

| | | | |
|--|---------|----------|--|
| | 未払運用報酬等 | 未払固有信託報酬 | 年金信託契約及び年金特定信託契約に係る当事業年度までの固有の信託報酬のうち未払のもの |
|--|---------|----------|--|

」

に、

「

| | | | |
|--|--|--------------------|--|
| | | 未 固有共済費 | 基金共済契約（一般勘定及び特別勘定）に係る当事業年度までの期間の固有の共済事務費のうち未払のもの |
|--|--|--------------------|--|

」

を
「

| | | | |
|--|--|--------------------|---|
| | | 未 固有共済費 | 基金共済契約（一般勘定及び特別勘定）に係る当事業年度までの固有の共済事務費のうち未払のもの |
|--|--|--------------------|---|

」

に、
「

| | | | |
|--|-----------------|-----------------|--|
| | 政府負担金返納 金未払金 | 政府負担金返納 金未払金 | 交付請求により負担金を受けたが、さかのぼって年金の失権があったときなどで未返納のもの |
|--|-----------------|-----------------|--|

」

を
「

| | | | |
|--|-------------------|-------------------|--|
| | 政府負担金返納 金未払金 | 政府負担金返納 金未払金 | 交付請求により負担金を受けたが、さかのぼって年金の失権があったときなどで未返納のもの |
| | 給付現価交付金 返納金未払金 | 給付現価交付金 返納金未払金 | 交付請求により交付金を受けたが、さかのぼって年金の失権があったときなどで未返納のもの |

」

に、
「

| | | | |
|------|------|------|--|
| 給付債務 | 数理債務 | 数理債務 | 翌事業年度以降の期間に係る給付費の予想額の現価から標準掛金収入現価及び政府負担金現価の合計額を控除した額 |
|------|------|------|--|

」

を
「

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| 給付債務 | | | |
| 数理債務 | | 数理債務 | |
| 最低責任準備金 | | 最低責任準備金 | |

」

に、
「

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 別途積立金 | | 別途積立金 | 前事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を上回っていた額に当事業年度において積み増した額を加え、取り崩した額を控除した額 |
| 当年度剰余金 | | 当年度剰余金 | 当事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、給付改善準備金及び繰入準備金及び別途積立金の合計額を上回る額 |

」

を
「

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 別途積立金 | | 別途積立金 | 前事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を上回っていた額に当事業年度において積み増した額を加え、取り崩した額を控除した額 |
| 当年度剰余金 | | 当年度剰余金 | 当事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改 |

| | | | |
|--|--|--|-----------------------------|
| | | | 善準備金及び繰入準備金及び別途積立金の合計額を上回る額 |
|--|--|--|-----------------------------|

」

に改め、同「勘定科目説明」の損益計算書（年金経理）中

「

| | | | |
|-------------|---------|---------|--|
| 給付債務 増加額 | 数理債務増加額 | 数理債務増加額 | |
|-------------|---------|---------|--|

」

を

「

| | | | |
|-------------|----------------|----------------|--|
| 給付債務 増加額 | 数理債務増加額 | 数理債務増加額 | |
| | 最低責任準備金 増加額 | 最低責任準備金 増加額 | |

」

に、

「

| | | | |
|-----|-------|-------|-------------------------|
| 負担金 | 政府負担金 | 政府負担金 | 当事業年度に係る政府負担金（過剰積立金控除前） |
|-----|-------|-------|-------------------------|

」

を

「

| | | | |
|-----|---------|---------|-------------------------|
| 負担金 | 政府負担金 | 政府負担金 | 当事業年度に係る政府負担金（過剰積立金控除前） |
| | 給付現価交付金 | 給付現価交付金 | 当事業年度に係る給付現価交付金 |

」

に、

「

| | | |
|-------------|---------|---------|
| 給付債務 減少額 | 数理債務減少額 | 数理債務減少額 |
|-------------|---------|---------|

」

を

「

| | | |
|-------------|----------------|----------------|
| 給付債務 減少額 | 数理債務減少額 | 数理債務減少額 |
| | 最低責任準備金 減少額 | 最低責任準備金 減少額 |

」

に改める。

別添2の様式 - イ、様式 - ウ、様式 - エ及び様式 - オ中「数理債務」を「数理債務+最低責任準備金」に改め、同様式 - カ”中「法附則第30条第1項」を「法附則第32条第1項等」に改め、「年金受給権者の選択により老齢年金給付にかえて支給することができる一時金」を「選択一時金」に改め、同様式 - キ中

「

| | | |
|---|------------------|---|
| 収 | 合計 (㉓ ~ ㉔) | ㉔ |
| | 掛金等収入 | ㉓ |
| 益 | うち特例掛金(第4の3の(8)) | ㉔ |
| | 受換金 | ㉕ |
| 勘 | 制度間移換金 | ㉖ |
| | 負担金 | ㉗ |
| 定 | 運用収益 | ㉘ |
| | 特別収入 | ㉙ |
| 定 | 受入金 | ㉚ |
| | 資産評価調整増額 | ㉛ |
| | 給付債務減少額 | ㉜ |
| | 未償却過去勤務債務増加額 | ㉝ |
| | 準備金戻入金 | ㉞ |
| | 別途積立金取崩額 | ㉟ |
| | 当年度不足金 (- ㉔) | ㉞ |

」

を

「

| | | |
|------------------|------------------|---|
| 収 益 勘 定 | 合 計 (⑳ ~ ㉔) | ㉔ |
| | 掛 金 等 収 入 | ㉓ |
| | うち特例掛金(第4の3の(8)) | |
| | 受 換 金 | ㉒ |
| | 制 度 間 受 換 金 | ㉑ |
| | 負 担 金 | ㉐ |
| | 運 用 収 益 | ㉏ |
| | 特 別 収 入 | ㉍ |
| | 受 入 金 | ㉌ |
| | 資 産 評 価 調 整 増 額 | ㉋ |
| | 給 付 債 務 減 少 額 | ㉊ |
| | 未償却過去勤務債務増加額 | ㉉ |
| | 準 備 金 戻 入 金 | ㉈ |
| 別 途 積 立 金 取 崩 額 | ㉇ | |
| 当年度不足金 (- ㉔) | ㉕ | |

」

に改め、同様式 - ア中

「

6 4 ~

」

を

「

6 4

6 5

6 6

6 7

6 8

6 9 ~

」

に改め、同様式 - アの2の(3) - 1中「賞与」を「報酬」に改め、同様式 - アの3の(1)中

「

| | |
|--|---|
| 標準掛金収入現価 ($\text{㉞} \times \text{㉟}$) | ㊱ |
| $\text{㊰} - \text{㊱} - \text{㊲}$ | ㊴ |
| 数 理 上 資 産 額 | ㊵ |
| うち、別途積立金として留保する額 | ㊶ |
| | |
| 未償却過去勤務債務残高 ($\text{㊴} - \text{㊵} + \text{㊶}$) | ㊷ |
| 特 別 掛 金 (規 約 上) (予 定 償 却 期 間 年 月) | ㊸ |

」

を
「

| | |
|--|---|
| 算定用標準掛金率 ($\text{Min}(,)$) | ㊱ |
| 標準掛金収入現価 ($\text{㉞} \times \text{㉟}$) | ㊴ |
| 代行部分過去給付現価 | ㊵ |
| 最低責任準備金 | ㊶ |
| $\text{㊰} - \text{㊱} - \text{㊲} - \text{㊳} + \text{㊴}$ | ㊷ |
| 数 理 上 資 産 額 | ㊸ |
| うち、別途積立金として留保する額 | |
| | |
| 未償却過去勤務債務残高 ($\text{㊷} - \text{㊸} + \text{ }$) | |
| 特 別 掛 金 (規 約 上) (予 定 償 却 期 間 年 月) | |

」

に改め、同様式 中「昇給指数(賞与)」の次に「の算定」を加え、同様式 の1の(1) 中

「

| | |
|------------------|---|
| 特 例 掛 金 収 入 現 価 | |
| 数理債務 ($+ - -$) | ㉑ |

」

を

「

| | |
|--------------------------------------|---|
| 算定用標準掛金率 ($\text{Min}(,)$) | |
| 標準掛金収入現価 (\times) | |
| 代行部分過去給付現価 | ㉑ |
| 特 例 掛 金 収 入 現 価 | ㉒ |
| 数理債務 ($+ \text{㉒} - - - \text{㉑}$) | ㉓ |

」

に改め、同様式 の 1 の (3) 中 「 ㉑ 」 を 「 ㉓ 」 に改め、 「 」 の次に 「 - ㉑ 」 を加え、同様式 の 4 中

「 (単位：千円)

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 数 | 理 | 債 | 務 | |
| 未 | 償 | 却 | 過 | 去 |
| 勤 | 務 | 債 | 務 | 残 |
| 高 | | | | |
| 資 | 産 | 評 | 価 | 調 |
| 整 | 控 | 除 | 額 | |
| 資 | 産 | 評 | 価 | 調 |
| 整 | 加 | 算 | 額 | |
| 責 | 任 | 準 | 備 | 金 |
| (| - | + | - |) |

」

を
「

(単位：千円)

| | | |
|---|--------------|--|
| 最低責任準備金 | | |
| プ ラ ス ア ル フ ア 部 分 | 合計 (- + -) | |
| | 数理債務 | |
| | 未償却過去勤務債務残高 | |
| | 資産評価調整控除額 | |
| | 資産評価調整加算額 | |
| 責任準備金 (+) | | |

」

に改め、同様式 の 5 中

「

(単位：千円)

| | 計 | 男子 | 女子 |
|---------|---|----|----|
| 計 | | | |
| 現在加入員 | | | |
| 年金受給者 | | | |
| 受給待期脱退者 | | | |

(分割及び権利義務の移転の認可申請においては次の様式により作成)

(単位：千円)

| | 計 | 男子 | 女子 |
|---------|-----|-----|-----|
| 計 | () | () | () |
| 現在加入員 | () | () | () |
| 年金受給者 | () | () | () |
| 受給待期脱退者 | () | () | () |

(注) ()には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に係る最低責任準備金を記入すること。

」

を

「

(1) 前年度末最低責任準備金

(単位：千円)

| | | |
|-----------------------|-----------------------------------|---|
| 前年度末最低責任準備金(前年度決算計上額) | A | |
| 前年度末未払金及び未収金相当額 | B | |
| 計上超過額及び計上不足額 | 平成11年9月末最低責任準備金 (第1号・第2号) | C |
| | 免除保険料 (第3号～第3号の4) | D |
| | 再加入者に係る代行給付の現価相当額 (第5号～第5号の4) | E |
| | 代行給付相当額 (第7号～第8号の4) | F |
| | 中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 (第9号～第9号の4) | G |
| 給付現価交付金 (第11号) | H | |
| 前年度末最低責任準備金 | I | |

(注) $I = A + B + C + D + E - F - G + H$

(2) 年度末最低責任準備金

| | 免除保険料 〔第3号~第3号の4〕 | 再加入者に係る 代行給付の現価 相当額 〔第5号~第5号の4〕 | 代行給付相当額 〔第7号~第8号の4〕 | 中途脱退者に係る 代行給付の現 価相当額 〔第9号~第9号の4〕 | 最低責任準備金 (月末) |
|-----------------|----------------------|--|------------------------|---|-----------------|
| 前年度末 | | | | | I |
| 4月 | | | | | |
| 5月 | | | | | |
| 6月 | | | | | |
| 7月 | | | | | |
| 8月 | | | | | |
| 9月 | | | | | |
| 10月 | | | | | |
| 11月 | | | | | |
| 12月 | | | | | |
| 1月 | | | | | |
| 2月 | | | | | |
| 3月 | | | | | J |
| 給付現価交付金 | | | | | K |
| 当年度末未払金及び未収金相当額 | | | | | L |
| 最低責任準備金(当年度末) | | | | | M |
| 備考 | | | | | |

(注) $\text{前月末の} \times (1+r)^n + \dots - \dots$

r = 平成11年厚生省告示第192号第11項に定める利率(年率)

n = 当該月の日数 / 365

M = J + K - L

(3) 分割日の前日の最低責任準備金

(分割の認可申請及び当該事業年度に分割があった基金の決算において作成)

ア 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金の額

_____千円

イ 按分率 (B / A) = _____

ウ 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金のうち分割後基金に係る額

ア × イ = _____千円

エ 代行給付の現価相当額

(単位：千円)

| | 計 | 男子 | 女子 |
|---------|-----------------------|-----|-----|
| 計 | (^A B) | () | () |
| 現在加入員 | () | () | () |
| 年金受給者 | () | () | () |
| 受給待期脱退者 | () | () | () |

(注)()には、分割により当該基金(分割の認可申請を行う場合においては分割により設立される基金)が支給に関する義務を承継する者に係る代行給付の現価相当額を記入。

(3)の2 権利義務の移転日の前日の最低責任準備金

(権利義務の移転又は承継の認可申請及び当該事業年度に権利義務の移転又は承継があった基金の決算において作成)

ア 権利義務の移転日の前日における当該基金の最低責任準備金の額

_____千円

イ 権利義務の移転日の前日における移転基金の最低責任準備金の額

_____千円

ウ 按分率 (B / A) = _____

エ 権利義務の移転日の前日における当該基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額

当該基金が移転基金の場合：ア - イ × ウ
 当該基金が承継基金の場合：ア + イ × ウ

= _____千円

オ 移転基金に係る代行給付の現価相当額

(単位：千円)

| | 計 | 男 | 子 | 女 | 子 |
|---------|-----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 計 | (^A B) | () | () | () | () |
| 現在加入員 | () | () | () | () | () |
| 年金受給者 | () | () | () | () | () |
| 受給待期脱退者 | () | () | () | () | () |

(注)()には、権利義務を移転する者に係る代行給付の現価相当額を記入。

に改め、同様式 の 10 の表中「数理債務」を「原始数理債務」に改め、同様式 中「10 積立上限額」を「11 積立上限額」に改め、「9 積立水準の検証」を「10 積立水準の検証」に改め、「8 許容繰越不足金」を「9 許容繰越不足金」に改め、「7 期末保有資産額」を「8 期末保有資産額」に改め、6 の次に次を加え、

「

7 最低積立基準額

(単位：千円)

| | | | |
|--------------|-----------|--|--|
| 最低責任準備金 | | | |
| プラスアルファ部分 | 合計(+ +) | | |
| | 現在加入員 | | |
| | 年金受給者 | | |
| | 受給待期脱退者 | | |
| 最低積立基準額(+) | | | |

最低積立基準額の算定に用いた予定利率： %

(分割及び権利義務の移転の認可申請においては次の様式により作成)

(単位：千円)

| | | | |
|--------------|-----------|--|-----|
| 最低責任準備金 | | | () |
| プラスアルファ部分 | 合計(+ +) | | () |
| | 現在加入員 | | () |
| | 年金受給者 | | () |
| | 受給待期脱退者 | | () |
| 最低積立基準額(+) | | | () |

最低積立基準額の算定に用いた予定利率： %

(注)()には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に係る最低積立基準額を記入すること。

」

6 を削り、5 の次に

「

6 過去期間代行給付現価

(1) 過去期間代行給付現価

(単位:千円)

| | 計 | 男 | 子 | 女 | 子 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 計 | | | | | |
| 現在加入員 | | | | | |
| 年金受給者 | | | | | |
| 受給待期脱退者 | | | | | |

(分割及び権利義務の移転の認可申請時においては次の様式により作成)

(単位:千円)

| | 計 | 男 | 子 | 女 | 子 |
|---------|------------|-----|-----|-----|-----|
| 計 | A (B) | () | () | () | () |
| 現在加入員 | () | () | () | () | () |
| 年金受給者 | () | () | () | () | () |
| 受給待期脱退者 | () | () | () | () | () |

(注)()には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に係る過去期間代行給付現価相当額を記入すること。

(2) 過去期間代行給付現価と最低責任準備金との比較

(単位:千円)

| | |
|------------------------|--|
| 過去期間代行給付現価(A) | |
| 最低責任準備金(B) | |
| $(A) \div 2 - (B)$ | |
| $(B) - (A) \times 1.5$ | |

(分割及び権利義務の移転の認可申請時においては次の様式により作成)

(単位:千円)

| | |
|------------------------|-----|
| 過去期間代行給付現価(A) | () |
| 最低責任準備金(B) | () |
| $(A) \div 2 - (B)$ | () |
| $(B) - (A) \times 1.5$ | () |

(注)()には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に係る過去期間代行給付現価相当額を記入すること。

」

を加え、同様式 - アの1中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改め、同様式 - ア中2を次のように改める。

2. 移換額の確認

移換額に本人拠出を原資とする部分が含まれていないこと

純資産額

本人拠出分

-

移換額

-

(0以上であること)

本人拠出分の算定方法

(具体的に

)

同様式 - イ中2を次のように改める。

2. 移換額の確認

移換額に本人拠出を原資とする部分が含まれていないこと

純資産額

本人拠出分

-

移換額

-

(0 以上であること)

本人拠出分の算定方法

(具体的に

)

第 8 「厚生年金基金の財政運営等の特例について」の一部改正

「厚生年金基金の財政運営等の特例について(平成11年9月30日年発第692号)」の一部を次のように改正する。

「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第81条第5項の保険料率(厚生年金基金の加入者である厚生年金保険の被保険者に係るものを除く。)が変更されるまでの間(以下「凍結解除までの間」という。)」を「当分の間」に改め、「凍結解除までの間」を「当分の間」に改める。

第 9 「厚生年金基金の財政運営等の特例について」の一部改正

「厚生年金基金の財政運営等の特例について(平成11年9月30日年発第692号)」の一部を次のように改正する。

第2の2及び3を削除する。

第 10 「厚生年金基金の解散等及び清算について」の一部改正

「厚生年金基金の解散等及び清算について(昭和50年2月19日年発第236号)」の一部を次のように改正する。

第1の3の2中「最低積立基準額に相当する額の算出方法は、厚生年金基金の財政運営基準(平成8年6月27日年発第3321号通知の別紙。以下「財政運営基準」という。)によること。」の次に「ただし、解散理由が厚生年金基金解散・移行認可基準(平成9年3月31日年発第1682号の別紙)の第1の1、同2又は同3であって、厚生年金基金令(昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。)附則第8条の規定により読み替えて適用する基金令第33条の3に規定する規約で定める額が前記第1の3の額である場合は、簡易な方法により算出できること。」を加える。

第2の1中「厚生年金基金令(昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。)」を「基金令」に改める。

第2の1の(4)中「解散した日現在において、財政運営基準により最低積立基準額に相当する額を算出し作成すること。」の次に「ただし、残余財産がない場合は、簡易な方法により算出できること。」を加える。

第11 経過措置

- 1 算定基準日が平成18年3月30日までの代行保険料率算定届出書の様式は、改正前の様式を用いるものとする。その際、(様式第4号)から(様式第5号)の「64～」の欄には、従前通り64歳以上の加入員の合計を記入すること、また、(様式第6号)中「うち65歳未满分」の欄は空欄とし、同「うち65歳以上分」の欄に改正後の「代行給付現価(政府負担金控除前)」から「政府負担金現価」を控除した額を記入し、同「代行給付現価(政府負担金控除後計)」の欄(但し、「-」の欄を除く)には、「うち65歳以上分」の欄と同額を記入すること。
- 2 財政運営基準の別添2の様式 -アの1の(1)、同2の(2)の ~ 及び同2の(3)-1~(3)-2は、算定基準日が平成18年3月30日までのものについては、旧様式によるものとする(ただし、旧様式の同2の(3)-1中「賞与」は「報酬」に改めること。)
- 3 平成17年度の会計処理に関しては、以下の取扱いとする。
 - (1) 平成18年3月31日を基準日とする財政検証における貸借対照表は、新財政運営基準の別添1に定める勘定科目(以下「新しい勘定科目」という。)により作成すること。
 - (2) 平成18年3月31日を基準日とする財政検証における損益計算書は、新しい勘定科目により作成し、旧財政運営基準の別添1に定める勘定科目(以下「従来の勘定科目」という。)から新しい勘定科目に変更することに起因して発生する損益を併せて記載すること。この場合の勘定科目は次のものを用いること。

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | |
|------|-----------|-----------|----------------|
| 特別支出 | 勘定科目変更調整金 | 勘定科目変更調整金 | 勘定科目の変更に起因する損失 |
| 特別収入 | 勘定科目変更調整金 | 勘定科目変更調整金 | 勘定科目の変更に起因する損失 |

- (3) 勘定科目変更調整金の損益計算書への計上は、「(大分類)特別支出(中分類)勘定科目変更調整金(小分類)勘定科目変更調整金」と「(大分類)特別収入(中分類)勘定科目変更調整金(小分類)勘定科目変更調整金」の残高を比較して、額の大きい方にこれらの差額を計上すること。